

目標Ⅲ

質の高い教育を支えるための環境整備

- 1 組織的な学校経営の強化
- 2 教員の資質・能力の向上
- 3 安全で環境に優しい施設整備
- 4 就学機会の適正な確保
- 5 社会の変化に対応した入学者選抜の改善
- 6 課題を抱える生徒の自立に向けた支援の充実

1 組織的な学校経営の強化

現状と課題

- 新しい高等学校学習指導要領では、「各学校においては、生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと（中略）などを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと」に努めるものとしてされており、カリキュラム・マネジメントの確立の必要性が指摘されています。これを踏まえ、生徒に未来を創り出す力を育ていくため、各校が育成を目指す資質・能力を具体化し、教育課程を通じて確実に育成していくことが求められます。
- 平成30年度入学者選抜において、一部の都立高校で応募倍率が低下し、結果として欠員が生じる状況に至りました。これには様々な要因が考えられますが、一因としては、各校の取組や特色を中学生やその保護者に十分に伝えられていなかったことが挙げられます。このため、今後更に、中学生の高校選択の幅が広がることが想定される中においては、各校の取組や特色を分かりやすく発信していく必要があります。
- 都立高校はこれまでも、自校の課題を捉え、それを解決するための具体的な学校経営の目標を定めることにより、組織的・計画的な学校経営を推進してきました。
教育公務員特例法の改正を受けて、教員の職責、経験及び適性に応じて向上を図るべき資質に関する指標として「東京都公立学校の校長・副校長及び教員としての資質の向上に関する指標」を平成29年7月に策定しました。今後、組織的な学校経営をより一層強化するため、この指標を踏まえて体系的に整理した教育管理職や教員の育成方針等を基に、教育管理職及びミドルリーダー層のマネジメント能力について若手の段階から育成を図り、更に向上させていく必要があります。
- いじめや暴力行為等の生徒の問題行動、不登校等の課題は多様化・複雑化しており、学校だけでは解決できない事例も少なくありません。このため、保護者、地域住民、関係機関等と迅速・適切に連携協力できるサポート体制を確立することを目的として、全ての都立高校に学校サポートチーム¹⁹を設置しています。
今後は、学校サポートチームの機能を明確にした上で、定期的な会議等を通して、教職員、PTA、地域住民、警察や児童相談所等の関係機関の職員、スクールソーシャルワーカー等が適切に役割を分担し、被害を受けた生徒の支援や加害者側の生徒の反省を促す指導を行うなど、支援体制を一層充実させていく必要があります。
- 地域社会は、生徒が体験と実践を伴った探究的な学びに取り組むための豊富な教材にあふれた学びの場であり、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて、地域社会がもつ教育力

や資源等を活用していくことが重要です。それと同時に、都立高校は、地域社会の一員でもあることから、地域を支える人材を育成していくことも期待されています。

- 都立高校の施設には、社会教育の場としての役割も求められており、平成10年度から全校で公開講座や施設開放を実施しています。一方で、全校実施の開始から20年となり、学校を取り巻く環境は複雑化・多様化しており、それに伴い都立高校に求められる役割も増大しています。また、公開講座については、受講希望者が少ない講座が多いことや講師となる教員の負担が大きいなどの課題があります。このため、公開講座や施設開放について、地域住民のニーズ等を踏まえつつ、学校教育との両立を図りながら推進していく必要があります。

取組の方向

(1) 学校の魅力向上と効果的な発信

全ての都立高校においてカリキュラム・マネジメントの確立に向けた取組を推進するとともに、各校のグランドデザインを学校の特色として戦略的に広報し、効果的な魅力発信を進めていきます。

ア カリキュラム・マネジメントの実施

「カリキュラム・マネジメント推進校」において、育成を目指す資質・能力も踏まえつつ各校で作成したグランドデザインに基づいて、現状の分析・評価とともに、教育課程の改善等を行ってきました。今後は、その取組の成果を普及していくことにより、全ての都立高校においてグランドデザインを策定するとともに、グランドデザインの実現に向けて、教育課程を編成し、それを実施・評価し改善していくカリキュラム・マネジメントの確立に向けた取組を推進していきます。

項目	第一次実施計画 24年度～27年度	新実施計画 28年度～30年度	新実施計画(第二次)		
			31(2019) 年度	32(2020) 年度	33(2021) 年度
カリキュラム・マネジメントの実施		グランドデザインの策定支援 カリキュラム・マネジメント推進校の指定	グランドデザインの全校策定を支援 取組成果を全都立高校へ展開	→	→

¹⁹ 学校サポートチームとは、生徒の問題行動等への対応において、保護者や地域住民、関係機関と迅速かつ適切に連携・協力できるサポート体制を確立し、生徒の健全育成を図るとともに、いじめ防止対策推進法で規定する学校いじめ対策委員会を支援する組織のこと。

イ 都立高校魅力発掘・発信プロジェクトの実施

学校のランドデザインを実現するための取組に対し、支援が必要な学校に重点的に支援を行います。また、ランドデザインを学校の特色として戦略的に広報していくため、各校のホームページや学校案内パンフレット、生徒目線での学校の魅力を発信する魅力PR動画「まなびゅ〜」等、各種媒体の制作を支援し、効果的な魅力発信を推進します。

項目	第一次実施計画 24年度～27年度	新実施計画 28年度～30年度	新実施計画(第二次)		
			31(2019) 年度	32(2020) 年度	33(2021) 年度
都立高校魅力発掘・発信 プロジェクトの実施	/	〔魅力PRの動画 配信支援〕	ランドデザイン 実現のための 取組を支援	→	
			都立高校HP 等の制作支援	→	
			継続実施	→	

(2) 学校経営能力の向上と外部人材の活用

組織的な学校経営を実現するため、校長や副校長、主幹教諭等のマネジメント能力を一層向上させていきます。また、学校サポートチームとの連携を強化することで、迅速かつ適切に生徒の問題に対応できる体制づくりを推進します。

ア 教育管理職及びミドルリーダー層のマネジメント能力の向上

東京都公立学校の校長・副校長及び教員としての資質の向上に関する指標を踏まえ、学校管理職育成指針及び東京都教員人材育成基本方針の改訂、並びにOJTガイドラインの改訂を行い、その周知及び活用を通じて、教育管理職及びミドルリーダー層のマネジメント能力の育成を推進します。

また、学校経営支援センター等と連携し学校マネジメント講座の内容の改善や、修了者のフォローアップ等を通じて、学校リーダー育成研修プログラムの一層の充実を図ります。

項目	第一次実施計画 24年度～27年度	新実施計画 28年度～30年度	新実施計画(第二次)		
			31(2019) 年度	32(2020) 年度	33(2021) 年度
教育管理職及びミドルリー ダー層のマネジメント能力の 向上	学校管理職育成指針・東 京都教員人材育成基本 方針【一部改正版】の策 定及び周知と活用	学校管理職育成指針・東 京都教員人材育成基本 方針の改訂	改訂版の周知 と活用	→	
	OJTガイドラインの改訂	OJTガイドラインの一層の 周知と活用	OJTガイドラ インの改訂	改訂版の周知 と活用	→
	教育管理職研修及びミド ルリーダー層への研修の 実施	研修の充実	研修の一層の 充実	→	

イ 学校サポートチームの効果的な活用

定例会議や個別の事案に応じた緊急会議等の開催を通して、学校サポートチームを機能させ、教職員と外部人材が役割分担しながら、生徒の問題の解決に向けた支援を行っていきます。また、校内で中心となって連絡調整や会議の運営等を担う教員の指定等により、学校サポートチームとの連携を強化することで、迅速かつ適切に生徒の問題に対応できる体制づくりを推進します。

項目	第一次実施計画 24年度～27年度	新実施計画 28年度～30年度	新実施計画(第二次)		
			31(2019) 年度	32(2020) 年度	33(2021) 年度
学校サポートチームの効果的な活用	学校サポートチームの設置 学校いじめ対策委員会との連携による体制の確立	学校サポートチームの機能強化	継続実施	→	→

(3) 地域に開かれた学校としての取組の推進

地元商店街、企業、NPO等との連携や、区市町村教育委員会等との連携を通じて地域に開かれた学校づくりを推進していきます。

ア 地域との連携・協働による学校運営の推進

「地域との連携・協働」をブランドイメージとする学校づくりを推進するため、「地域連携リーディング校」において、地元商店街、企業、NPO等とのネットワークである地域学校協働本部と連携・協働する体制を構築し、地域を支え、地域に貢献する学校を目指します。

また、区市町村教育委員会等との連携を強化し、地域の小・中学校と連携して教育活動に取り組む都立高校を「地域密着型教育活動推進校」として指定し、学校運営に区市町村教育委員会等の参画を得て、地域の小・中学生と高校生とが交流する機会を充実するなど、地域と密着した教育活動を推進します。

項目	第一次実施計画 24年度～27年度	新実施計画 28年度～30年度	新実施計画(第二次)		
			31(2019) 年度	32(2020) 年度	33(2021) 年度
地域との連携・協働による学校運営の推進		地域連携リーディング校の指定	地域学校協働本部との連携・協働 地域密着型教育活動推進校の指定	→	→

イ 地域と連携した学校の特色化の推進

五日市高校において、西多摩の豊かな自然や学校が有する資源等を生かして、地域の企業等とも連携しながら、地域に愛着をもち、地域を支える人材を育成するための特色化を推進していきます。

【年次計画表は「都立高校等の配置計画・学科の改編等」<83 ページ>】

ウ 地域における学習機会の提供と施設の開放

地域に開かれた都立高校として、地域住民のニーズを踏まえた学習・文化・スポーツ活動の振興に資するため、学校教育活動の時間を確保した上で、公開講座や施設開放を実施していきます。また、公開講座については、学校を取り巻く環境の変化や公開講座の実施状況等を勘案しながら、今後の在り方について検討を進めていきます。

項目	第一次実施計画 24年度～27年度	新実施計画 28年度～30年度	新実施計画(第二次)		
			31(2019) 年度	32(2020) 年度	33(2021) 年度
地域における学習機会の提供と施設の開放	公開講座及び施設開放事業の実施	全校での継続実施	公開講座の今後の在り方について検討 施設開放の実施	公開講座の見直し	→

2 教員の資質・能力の向上

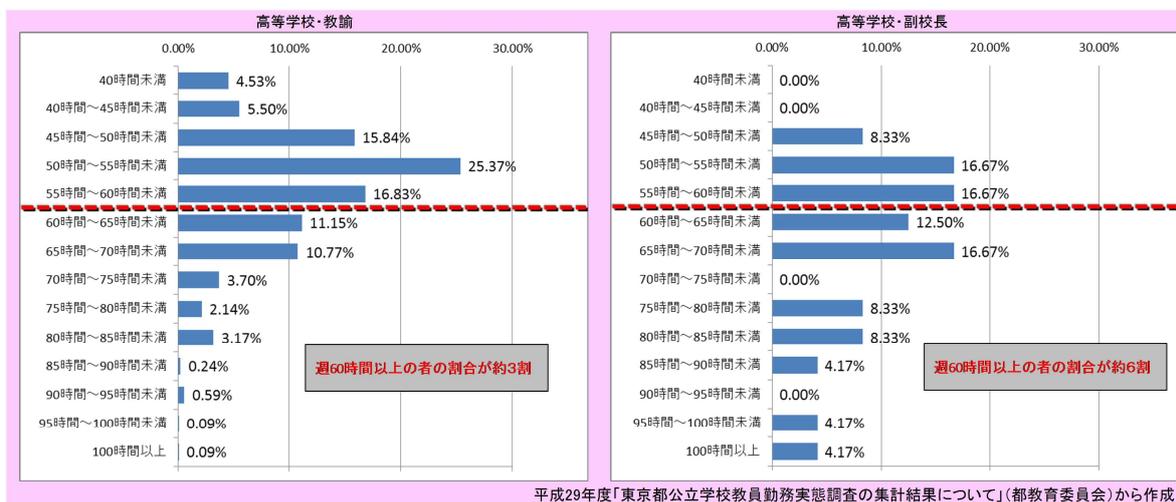
現状と課題

- 教員全体の指導力や専門性の向上を図るため、学習指導等において高い専門性を有し、他の教員に対して優れた指導力を有する教員の職として、平成 25 年度から指導教諭の職を設置しています。引き続き、指導教諭を活用していくことにより、個々の教員が自ら成長しようとする意欲を引き出し、都立高校全体の指導力を高めていく必要があります。
- 教員の人事異動について、都立高校を取り巻く環境の変化や都民の多様な期待に的確に応え、特色ある学校づくりを推進するため、公募制人事を導入して意欲ある教員の適材適所の配置を進めており、引き続き取り組んでいく必要があります。
また、東京都特別支援教育推進計画に基づいて、全ての学校で実施する特別支援教育の推進のため、都立高校と都立特別支援学校との異校種期限付異動公募による人事交流の推進により特別支援教育の専門性の向上を図っていく必要があります。
- 英語科教員の実践的な指導力の向上を図るため、平成 26 年度から中・高等学校英語科教員を英語圏の国に派遣しています。学校が派遣しやすい環境の整備や周知方法の見直し、学校からの要望への対応など、これまでの取組により得られた課題について、改善を図っていく必要があります。
- 平成 32（2020）年度から実施される大学入学共通テストにおいては、英語の 4 技能を測定する外部検定試験の活用が検討されていることから、4 技能を測る外部検定試験に対応した指導法を研究していく必要があります。
- 学校組織を構成する教員の資質・能力の向上を図り、教員の成長を学校全体の教育力向上につなげるためには、教員に対する研修が重要であり、その実施方法について、通所研修における協議・演習の充実と通所に伴う負担軽減等を検討する必要があります。
- 平成 25 年度から、体罰根絶に向けた総合的な対策を講じたことにより、部活動における体罰事案は減少していますが、感情のコントロールができずに体罰に至る事案等が未だにあり、根絶に向けて引き続き取り組んでいく必要があります。
- 学校を取り巻く環境が複雑化・多様化し、求められる役割が一層拡大する中、新しい高等学校学習指導要領の確実な実施など、学校教育の更なる充実が求められています。一方で、平成 29 年度に都教育委員会が実施した調査によると、週当たりの在校時間が 60 時間を超えるいわゆる、「過労死ライン」相当にある教員が多数存在するなど長時間労働の実態が明らかとなっています。このことは生徒の学びを支える教員の心身の健康に少なからず影響を及ぼ

すとともに、日々の教育活動の質にも関わる重大な問題となっています。

そのため、外部人材の活用等による教員の業務負担軽減等、多角的な支援を実施し、教員の負担軽減と教育の質の向上を両立していく必要があります。

図 23 都立高校(17校)における1週間当たりの在校時間の状況



- 都立高校教員の精神疾患による病欠休職者は、平成28年度で約50人、平成29年度では約60人おり、教員に対するメンタルヘルス対策を引き続き実施することが必要です。

取組の方向

(1) 教員の指導力向上に向けた取組の推進

生徒の個に応じた教育を推進するため、個々の教員が自ら成長しようとする意欲を引き出し、都立高校全体の指導力を高めていきます。また、公募制人事を推進することにより、人事異動を活性化させ、教員としての視野や幅を広げ、能力の伸長につなげていきます。

ア 指導教諭の活用

指導教諭が模範授業等を通じて他校の教員に優れた指導技術を伝えるとともに、その教員が指導教諭から学んだ指導技術を校内OJT等で自校の教員に広めていくことにより、都立高校全体の指導力を高めていきます。

項目	第一次実施計画 24年度～27年度	新実施計画 28年度～30年度	新実施計画(第二次)		
			31(2019) 年度	32(2020) 年度	33(2021) 年度
指導教諭の活用	模範授業等による指導教諭の活用 指導教諭の計画的任用	継続実施 継続実施	継続実施	→	→

イ 公募制人事の推進

公募制人事について、教員への意識啓発を図りながら引き続き実施するとともに、併せて特別な支援が必要な生徒への配慮等、高校における特別支援教育の充実を図るため、都立特別支援学校との異校種期限付異動公募の活用を推進していきます。

項目	第一次実施計画 24年度～27年度	新実施計画 28年度～30年度	新実施計画(第二次)		
			31(2019) 年度	32(2020) 年度	33(2021) 年度
公募制人事の推進	公募制人事異動の 拡充	進学指導重点校等の 公募改善	継続実施	→	
	中高一貫教育校等の 公募実施	継続実施	継続実施	→	
	〔異校種期限付異動 公募の整備による 人事交流の促進〕	継続実施	継続実施	→	

(2) 研修の充実と強化

グローバル化の進展や大学入試改革等の社会の変化に対応できるよう、専門性の高い教員を育成していきます。また、全ての教員に体罰の問題点を正しく認識させ、体罰根絶に向けた取組を実施します。

ア 英語科教員等の海外派遣研修の実施

引き続き中・高等学校英語科教員等の海外派遣研修を実施し、より高い指導力と国際的視野を身に付けた教員を育成する取組を推進していきます。

項目	第一次実施計画 24年度～27年度	新実施計画 28年度～30年度	新実施計画(第二次)		
			31(2019) 年度	32(2020) 年度	33(2021) 年度
英語科教員等の海外派遣 研修の実施	〔海外派遣研修の実施〕	継続実施	継続実施	→	

イ 英語科教員の指導力・英語力向上のための研修の実施

生徒の言語活動の充実を図り、英語の4技能5領域にわたる総合的なコミュニケーション能力を育成するための指導力向上を目的とした研修や、英語で授業を行うための英語力向上を目的とした研修を実施していきます。

項目	第一次実施計画 24年度～27年度	新実施計画 28年度～30年度	新実施計画(第二次)		
			31(2019) 年度	32(2020) 年度	33(2021) 年度
英語科教員の指導力・英語力向上のための研修の実施		英語科教員の英語力を高める研修を実施	継続実施	→	

ウ 研修動画の制作・配信

都教職員研修センターが実施するこれまでの研修に加え、通所研修が困難な教員に対して「いつでもどこでも受講できる」ようにすることを目的に、研修動画の制作・配信を行うとともに、その効果を検証し、効率的・効果的な研修実施体制を検討します。

項目	第一次実施計画 24年度～27年度	新実施計画 28年度～30年度	新実施計画(第二次)		
			31(2019) 年度	32(2020) 年度	33(2021) 年度
研修動画の制作・配信		〔研修動画の制作・配信〕	継続実施・ 成果検証	→	

エ 体罰根絶に向けた総合的な対策

体罰根絶に向けた悉皆研修や、体罰を指導の手段とすることをよしとする誤った認識を改めるための「指導方法・意識改善プログラム」の内容の充実を図り、教員が体罰の問題点を正しく認識できるようにします。また、模範となる指導を実践している部活動顧問を引き続き「Good Coach 賞」として顕彰するほか、指導者講習会の実施等を通じて、望ましい指導方法を普及していくことにより、体罰発生ゼロを目指します。

項目	第一次実施計画 24年度～27年度	新実施計画 28年度～30年度	新実施計画(第二次)		
			31(2019) 年度	32(2020) 年度	33(2021) 年度
体罰根絶に向けた総合的な対策	体罰根絶に向けた総合的な対策の策定 「Good Coach賞」の顕彰実施	「指導方法・意識改善プログラム」の改善・実施 「Good Coach賞」の顕彰実施 運動部活動顧問に対する講習の強化 外部指導員バッジ・資格証の配布	プログラムの内容充実	→	
			継続実施	→	
			継続実施	→	
			継続実施	→	
			教員の意識改革を図る新たな研修の展開	→	

(3) 学校における働き方改革の推進

教員一人一人の心身の健康保持の実現と、誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境を整備することにより、学校教育の質の維持向上を図っていきます。

ア 副校長の業務負担の軽減

副校長の業務負担を軽減し、学校経営に専念できるよう、業務を直接支援する非常勤職員を配置していきます。

項目	第一次実施計画 24年度～27年度	新実施計画 28年度～30年度	新実施計画(第二次)		
			31(2019) 年度	32(2020) 年度	33(2021) 年度
副校長の業務負担の軽減			非常勤職員配置の試行	試行結果を踏まえて、本格実施を検討	→

イ 教員OB等の活用促進

教務主任等を対象とした授業時数軽減の対象拡大を図るとともに、それらの取組により、講師等として教員OB等の活用を促進していきます。

項目	第一次実施計画 24年度～27年度	新実施計画 28年度～30年度	新実施計画(第二次)		
			31(2019) 年度	32(2020) 年度	33(2021) 年度
教員OB等の活用促進			講師等としての 活用促進	→	→

ウ ライフ・ワーク・バランスの実現に向けた取組の推進

長期休業期間中等において、学校閉庁日を原則5日以上設定するとともに、各学校による定時退庁日等の取組を促進するなど、ライフ・ワーク・バランスの推進に向けた運動を全校で展開していきます。

項目	第一次実施計画 24年度～27年度	新実施計画 28年度～30年度	新実施計画(第二次)		
			31(2019) 年度	32(2020) 年度	33(2021) 年度
ライフ・ワーク・バランスの 実現に向けた取組の推進		〔学校閉庁日の設定 (先行実施)〕	全校実施	→	→
			定時退庁日等 の取組の促進	→	→

エ 教員の柔軟かつ多様な働き方の実現

学校における働き方改革を推進するため、国の動向等も踏まえつつ、勤務時間制度の弾力的な運用が可能となるような仕組みについて検討していきます。

項目	第一次実施計画 24年度～27年度	新実施計画 28年度～30年度	新実施計画(第二次)		
			31(2019) 年度	32(2020) 年度	33(2021) 年度
教員の柔軟かつ多様な働き 方の実現			勤務時間制度 の更なる弾力 化の検討・実 施	→	→

オ 新財団の設立による学校経営への支援

教員の負担を軽減するとともに、教育の質の向上を図るため、多角的に学校を支援する新たな外部組織として財団法人を設立します。この組織において、①多様な人材を安定的に確保する機能、②教員サポート機能、③学校の事務センター機能、の三つの機能を柱とした事業を展開し、学校の実情を踏まえたきめ細かく安定的な支援を実施していきます。

項目	第一次実施計画 24年度～27年度	新実施計画 28年度～30年度	新実施計画(第二次)		
			31(2019) 年度	32(2020) 年度	33(2021) 年度
新財団の設立による学校経営への支援			新財団の設立 業務準備	財団による支 援開始(一部 実施)	本格実施

カ 教員のメンタルヘルス対策の充実

教員の精神的健康の保持・向上を促進するため、引き続き、新規採用教員、新任副校長を対象としたカウンセリング等の実施により、予防に重点を置いた「早期自覚」、「早期対処」を基本とするメンタルヘルス対策を推進します。また、全ての教員を対象としたストレスチェック、集団分析結果を基にした職場環境改善アドバイザー派遣を実施します。

さらに、労働安全衛生法の改正により、産業医・産業保健機能が強化されることを踏まえ、長時間労働者に対して、産業医による面接指導を拡充し、教員一人一人の健康状態を的確に把握して、学校における対策の充実を図ります。加えて、精神疾患で休職した教員の円滑な職場復帰及び再休職の防止を図るため、「リワークプラザ東京」を中心とする復職に向けた支援を充実していきます。

項目	第一次実施計画 24年度～27年度	新実施計画 28年度～30年度	新実施計画(第二次)		
			31(2019) 年度	32(2020) 年度	33(2021) 年度
教員のメンタルヘルス対策の充実	メンタルヘルス対策【土日相談等】の実施	継続実施	継続実施	→	→
	復職支援【リワークプラザ東京】の実施	継続実施	継続実施	→	→
	(ストレスチェック実施方法の見直し 集団分析結果の活用方策の検討 休職者に関するデータ分析)		教員向けストレスチェック調査票作成	→	教員向けストレスチェック調査票によるストレスチェック実施
			職場環境改善アドバイザー派遣の実施	→	→
		短期休職者向け復職訓練の周知	→	→	

3 安全で環境に優しい施設整備

現状と課題

- 東日本大震災において、全国の多くの学校施設で天井材、照明器具、外壁（外装材）等の非構造部材の落下による被害が発生したことを踏まえ、都立高校においても災害時の生徒等の安全を確保するため、引き続き、天井等の落下防止対策を推進していく必要があります。
島しょを除く全ての都立高校は帰宅支援ステーション²⁰に指定され、また、多くの都立高校が区市町村から避難所として指定されています。このため、首都直下地震等の脅威に備えるため、今後とも、都立高校の防災機能を強化する必要があります。
- 都立高校のブロック塀等には、建設当時は適法に設置されたものの、その後の建築基準法等の厳格化により法令基準を満たさなくなったものや、建設から相当年数を経過し、劣化が見られるものが確認されており、今後、大地震が発生した際、その倒壊により重大な事故が発生するおそれがあり、早急に対応していく必要があります。
- 都立高校の体育館等は、年間を通じて体育の授業や運動部活動、学校行事等において活用されているとともに、災害発生時には地域の住民の避難場所ともなります。空調設備が設置されていない場合、夏季には熱中症等が懸念され、様々な活動に制約が生じることから、空調設備の設置が強く求められています。
また、これまで、普通教室や、防音性が求められる音楽室・視聴覚室・図書室、熱を発生するICT機器を設置するPC室等の特別教室に空調設備を設置してきました。しかし、近年、真夏日・猛暑日が増加しており、夏季に空調設備が設置されていない特別教室で行う実験・実習に支障を来す事例も生じていることから、生徒の安全・安心の確保や良好な教育環境の実現に向けた施設・設備の整備に取り組んでいく必要があります。
- 生徒の安全・安心を確保し、良好な学習環境を維持するため、校舎等の建築年数や老朽度合い等を考慮して、施設を計画的に維持・更新していく必要があります。
また、施設・設備の長寿命化のためには、改修・更新サイクルに合わせ、必要な修繕を適切な時期に、計画的に実施することが必要です。
- 現在、家庭では洋式トイレが普及していますが、都立高校においては、依然として和式トイレが多く設置されている状況にあり、学校施設を生徒の実態に合わせて改善していく必要があります。
- これまで、来校者の目に触れる場所に多摩産材を使用した什器を置き、多摩産材の普及、PRを行ってきました。今後は、生徒が使用する什器についても、多摩産材をはじめとする国産木材の利用を推進することが重要となります。

- 地球温暖化対策など環境配慮への意識が高まる中、再生可能エネルギーの利用等による電気使用量やCO₂排出量の更なる削減など、環境負荷の一層の低減に向けた学校づくりが求められています。

取組の方向

(1) 災害時における安全対策

生徒の安全・安心を確保するとともに、地域社会の防災拠点としての期待に応えるため、都立高校の防災機能の一層の強化に取り組みます。また、都立高校のブロック塀等の安全対策を実施していきます。

ア 非構造部材の耐震化

天井等の落下防止対策工事により非構造部材の耐震化を進め、災害時における生徒等の安全を確保するとともに、都立高校の防災機能を強化していきます。

項目	第一次実施計画 24年度～27年度	新実施計画 28年度～30年度	新実施計画(第二次)		
			31(2019) 年度	32(2020) 年度	33(2021) 年度
非構造部材の耐震化	各都立高校における非構造部材の調査・点検 調査・点検結果に基づく耐震化工事の実施	耐震化工事の実施	継続実施	→	

イ ブロック塀等の安全対策の推進

ブロック塀等について、撤去・新設を中心とした安全対策工事を実施していきます。その際、撤去後に新設する塀について、一部の学校では国産の木材を活用します。

項目	第一次実施計画 24年度～27年度	新実施計画 28年度～30年度	新実施計画(第二次)		
			31(2019) 年度	32(2020) 年度	33(2021) 年度
ブロック塀等の安全対策の推進		〔安全対策工事の実施〕	継続実施	→	

(2) 教育活動を支えるための環境整備

生徒の安全・安心を確保し、良好な学習環境を維持するため、必要な施設・設備の整備や校舎等の維持更新を進めます。

²⁰ 帰宅支援ステーションとは、災害発生時に徒歩による帰宅者に対し、水道水、トイレ、テレビ及びラジオからの災害情報の提供を行う施設である。

ア 体育館等の空調設置

体育館等について、可能な学校から順次工事を行い、早急に空調設置を進め、原則として平成31(2019)年度から3年間で、全体育館への設置を目指します。

また、特別教室のうち、備え付けの機器や火気等を使用して実験・実習を行うなど、普通教室では代替することができない理科系実験室、美術室、工芸室、調理室及び被服室について、計画的に空調設置を進め、夏季における教育環境の改善を図っていきます。

項目	第一次実施計画 24年度～27年度	新実施計画 28年度～30年度	新実施計画(第二次)		
			31(2019) 年度	32(2020) 年度	33(2021) 年度
体育館等の空調設置		特別教室への順次整備	体育館等へ順次設置	→	→
			継続実施	→	→

イ 老朽校舎の改築・大規模改修

良好な学習環境を維持するため、老朽化した施設の改築・大規模改修を計画的に実施するとともに、学校の特色に応じた施設整備を進めます。

項目	第一次実施計画 24年度～27年度	新実施計画 28年度～30年度	新実施計画(第二次)		
			31(2019) 年度	32(2020) 年度	33(2021) 年度
老朽校舎の改築・大規模改修	主要施設10か年維持更新計画に基づく改築・大規模改修の実施	更新計画に基づき実施	継続実施	→	→

ウ 都立高校の予防保全的な改修

都立高校3校において、棟単位での老朽化対策工事を実施し、学校内で生じている棟ごとの老朽化の不均衡を一定レベルまで解消することで、建物全体の耐久性をバランスよく保ち、施設・設備の長寿命化を図ります。また、都立高校全体の計画的な改修等に資するため、設備の状況や修繕状況など、施設関連情報をデータベース化するとともに、中長期の改修計画を策定していきます。

項目	第一次実施計画 24年度～27年度	新実施計画 28年度～30年度	新実施計画(第二次)		
			31(2019) 年度	32(2020) 年度	33(2021) 年度
都立高校の予防保全的な改修			改修工事の実施	→	→
			施設関連情報データベース化	改修計画の策定	

エ トイレの洋式化の推進

都立高校の改築や大規模改修工事を実施する際、洋式トイレを基本として整備を行います。また、計画的にトイレ改修工事を実施し、トイレの洋式化を推進していきます。

項目	第一次実施計画 24年度～27年度	新実施計画 28年度～30年度	新実施計画(第二次)		
			31(2019) 年度	32(2020) 年度	33(2021) 年度
トイレの洋式化の推進		〔洋式化工事の実施〕	継続実施	→	

オ 国産木材什器の整備促進

国産木材の利用を推進するため、都立高校において、国産木材を活用した生徒用机、椅子等の什器の整備を進めていきます。

項目	第一次実施計画 24年度～27年度	新実施計画 28年度～30年度	新実施計画(第二次)		
			31(2019) 年度	32(2020) 年度	33(2021) 年度
国産木材什器の整備促進			国産木材什器 の整備	→	

(3) 環境負荷低減を可能とする施設・設備整備

都立高校における環境負荷の一層の低減に向け、太陽光発電設備等の再生可能エネルギーの利用やLED照明等による設備の省エネルギー化等により、電気使用量やCO₂排出量の削減を図ります。

ア 太陽光発電設備の整備

再生可能エネルギーの積極的な活用により環境負荷を軽減し、更には発災時におけるエネルギー供給の確保にも資するため、改築や大規模改修工事を行う際、併せて校舎屋上に太陽光発電設備を整備していきます。

項目	第一次実施計画 24年度～27年度	新実施計画 28年度～30年度	新実施計画(第二次)		
			31(2019) 年度	32(2020) 年度	33(2021) 年度
太陽光発電設備の整備	改築校及び構造上設置可能な高校に設置	継続実施	改築校及び大規模改修校に整備	→	

イ 照明のLED化の推進

照明によるエネルギー消費量を削減するため、改築や大規模改修工事の際、照明設備を原則としてLED照明とするなど、照明のLED化を順次進めていきます。

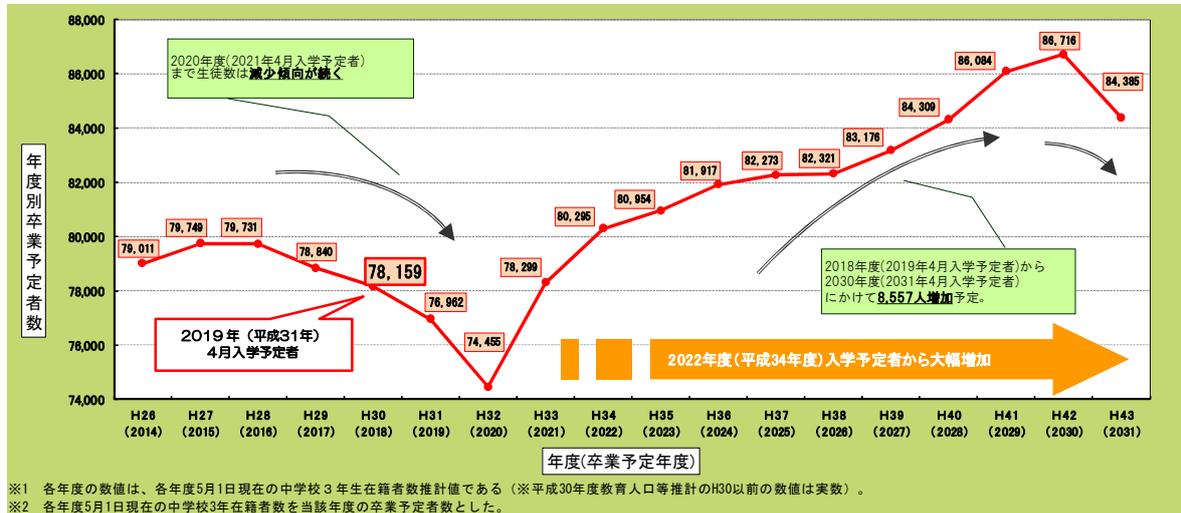
項目	第一次実施計画 24年度～27年度	新実施計画 28年度～30年度	新実施計画(第二次)		
			31(2019) 年度	32(2020) 年度	33(2021) 年度
照明のLED化の推進		(改築校及び大規模改修校に整備)	継続実施	→	→

4 就学機会の適正な確保

現状と課題

- 都内公立中学校卒業予定者数は、平成 29 年度の約 7 万 9 千人から、平成 42 (2030) 年度には約 8 万 7 千人程度まで増加していくことが見込まれています。高校への進学を希望する都内公立中学校卒業生については、一般財団法人東京私立中学高等学校協会との協議のもと、毎年度就学計画を策定した上で、都立高校と私立高校で分担して受入れを行っています。今後は、都内公立中学校卒業予定者数の増加等を踏まえた中長期的視点からの就学対策について検討が必要となっています。

図 24 年度別都内公立中学校卒業予定者数の推移



- 都内の外国人人口の増加に伴い、平成 25 年度入学者選抜以降、在京外国人生徒対象枠への応募人員は増加傾向にあります。応募人員の増加に対応し、平成 29 年度及び平成 30 年度入学者選抜においては、在京外国人生徒対象枠を設置する都立高校を 1 校ずつ増やし、合計 7 校としました。

一方で、都における外国企業の積極的な誘致活動や東京 2020 大会の開催、さらには、人手不足が懸念される産業分野において外国人材を受け入れるための新たな在留資格が創設されるなど、国においても外国人の受入拡大を進めようとしている中、今後、更に外国人人口が増加し、それに伴い、在京外国人生徒の増加も見込まれています。このため、在京外国人生徒等の高校への就学機会を確保していく必要があります。

- 都立高校では、入国後の在日期間が入学日現在で 3 年以内の外国籍の者を対象として、入学者選抜の学力検査問題に平仮名のルビを振る措置に加えて、辞書の持込みと時間延長を認める措置を実施してきました。しかし、日本語の理解が不十分でありながら、在日期間が 3 年を超えるために措置を申請できない外国籍の生徒や、日本語を母語としない日本国籍の生

徒など日本語指導が必要な生徒に対する措置も不可欠となっていることから、ルビを振る措置については、平成 31（2019）年度入学者選抜からは、国籍を問わず、入国後の在日期間が入学日現在で原則として 6 年以内の者で、日本語指導が必要な生徒について特別措置の対象とすることとしました。今回の変更を踏まえた上で、今後も引き続き受検者の状況等を検証する必要があります。

- 都立高校に入学した在京外国人生徒等が学校生活を円滑に送るには、日本語習得に向けた支援をはじめとした適切な支援を行うことを通じて、在京外国人生徒等のニーズに対応した教育環境を整備していくことが重要です。
- これらの取組を通じて、在京外国人生徒が安心して学ぶことができる環境を整備することで、外国人生徒と日本人生徒との交流が活発になり、双方において、お互いの国の文化や価値観の理解が進み、国際感覚の醸成にもつながることが期待されます。

取組の方向

（1）就学対策の推進

高校への進学を希望する意欲と熱意のある生徒の就学機会を確保するため、都立高校と私立高校の現有の教育資産を最大限に活用して生徒を受け入れるという中長期的視点に立った就学対策の考え方のもと、引き続き適切な就学計画を策定していきます。

ア 適正な募集枠の設定

都内公立中学校卒業予定者数の推移や地域バランス、全日制への進学希望等を踏まえ、学校施設の改築に際し、普通教室の整備等を行い、適正な募集枠を設定します。

項目	第一次実施計画 24年度～27年度	新実施計画 28年度～30年度	新実施計画（第二次）		
			31（2019） 年度	32（2020） 年度	33（2021） 年度
適正な募集枠の設定	適正な募集枠の設定	継続実施	継続実施	→	→
			改築時における普通教室の増設等	→	→

（2）日本語指導が必要な生徒の受入れ

日本語指導が必要な在京外国人生徒等の人数の推移等を踏まえ、適切な募集規模を検討するとともに、受検者に対して必要な配慮を引き続き行っていきます。

ア 在京外国人生徒等に係る募集規模の検討

中学校における日本語指導が必要な在京外国人生徒等の人数の推移や、居住する地域のバランス、在京外国人生徒対象校の募集校における入学者選抜の応募状況等を踏まえ、設置校の場所や学科を考慮の上、適切な募集規模を検討し、在京外国人生徒等を受け入れていきます。

項目	第一次実施計画 24年度～27年度	新実施計画 28年度～30年度	新実施計画(第二次)		
			31(2019) 年度	32(2020) 年度	33(2021) 年度
在京外国人生徒等に係る募集規模の検討	既設校の増員 新設校の設定	既設校の増員 新設校の設定	募集規模の 検討	→	→
				募集規模の 適正化	→

イ 日本語指導が必要な受検者に対する措置

学習意欲がありながら日本語を十分に習得していない外国籍の生徒や日本語を母語としない日本国籍の生徒の進路実現を図るため、受検に際しての措置について、引き続き、必要に応じて検証・見直しを行っていきます。

項目	第一次実施計画 24年度～27年度	新実施計画 28年度～30年度	新実施計画(第二次)		
			31(2019) 年度	32(2020) 年度	33(2021) 年度
日本語指導が必要な受検者に対する措置		検討委員会による検証・ 順次改善 (特別措置(辞書の持込・時間 延長等)の実施、応募資格確認 の一括実施)	検証・見直し	→	→

(3) 在京外国人生徒等の日本語習得に向けた支援

在京外国人生徒等に対する日本語指導の充実を図り、都立高校への入学後も学校生活を支障なく送ることができるよう、必要な支援を行っていきます。

ア 在京外国人生徒等の日本語習得に向けた支援

都立高校において、日本語指導が必要な外国人生徒等が増加していることを踏まえ、引き続き、外部人材を活用した個別指導の充実等を図ります。

また、日本語指導が必要な外国人生徒等が、学校生活を送る上で必要な日本語や、授業を理解するために必要となる日本語を効果的に習得できるよう、各校と多様な外部人材やNPO・大学等が連携した日本語指導体制の構築を進めます。

項目	第一次実施計画 24年度～27年度	新実施計画 28年度～30年度	新実施計画(第二次)		
			31(2019) 年度	32(2020) 年度	33(2021) 年度
在京外国人生徒等の日本語 習得に向けた支援	日本語指導外部人材活 用事業の実施	継続実施	継続実施	→	
			指導体制の 検討	指導体制の 構築	→

5 社会の変化に対応した入学者選抜の改善

現状と課題

- 平成 25 年度入学者選抜から、推薦に基づく選抜の改善を行ったことにより、「基礎的な学力を前提に、思考力、判断力、表現力等の課題を解決するための力やコミュニケーション能力など、これからの社会で生徒に必要な力を評価し、選抜する」という目的が定着してきています。今後も、学力検査では測ることができない多様な能力を更に適切に評価することができるよう、集団討論や小論文等の各検査のテーマ設定や内容等について、一層の工夫と改善を図る必要があります。
- 学力検査に基づく選抜について、中学校で身に付けるべき学力を的確に評価し、選抜することを明確にするとともに、選抜方法の共通化・簡素化を図るため、平成 28 年度入学者選抜から制度を改善しました。今後、その目的に沿った選抜が実施できているかについて検証を進める必要があります。
- 都立高校入学者選抜における英語検査に関し、平成 28 年 9 月の東京都英語教育戦略会議報告書において、「話すこと」を含めた 4 技能評価の検討が提言されました。この提言を踏まえ、東京都立高等学校入学者選抜英語検査改善検討委員会を設置して検討を行い、平成 29 年 12 月に検討結果を取りまとめました。平成 30 年度には、英語「話すこと」の評価に関する検討委員会を設置するとともに、テストの内容や実施方法を検証するためのフィージビリティ調査を実施しました。
 都立高校入学者選抜への英語の「話すこと」の評価導入に向けて、英語「話すこと」の評価に関する検討委員会の検討結果やフィージビリティ調査の結果等を踏まえ、具体的な評価方法、導入時期等について更に検討を行っていく必要があります。
- 都立高校の転学・編入学募集は、高校入学後の進路変更希望に応え、中途退学の未然防止を図り、教育を受ける機会を確保することを目的に実施しています。平成 28 年度に転学・編入学募集に関するガイドラインを策定し、転学・編入学募集の一層柔軟な運用が可能となるよう改善を図りました。しかし、制度の周知や趣旨の理解が十分とは言えず、転学・編入学制度が有効に生かされていない状況が見られることから、今後も引き続きガイドラインに基づく転学・編入学募集の実施状況の検証・検討を行っていく必要があります。

取組の方向

(1) 入学者選抜の改善

推薦に基づく選抜及び学力検査に基づく選抜について、目的に沿った選抜が実施できているかの検証を継続的に行い、必要に応じて改善策を講じていきます。また、入学者選抜において、

英語の「話すこと」についての評価導入を検討していきます。

ア 推薦に基づく選抜の改善

推薦に基づく選抜においては、全ての都立高校で集団討論及び個人面接等を実施することとしており、今後も引き続き、入学した生徒の追跡調査等を通して、目的に沿った選抜が実施できているかどうかの検証を行い、必要に応じて改善策を講じていきます。

項目	第一次実施計画 24年度～27年度	新実施計画 28年度～30年度	新実施計画(第二次)		
			31(2019) 年度	32(2020) 年度	33(2021) 年度
推薦に基づく選抜の改善	制度改善 検証・見直し	検討委員会による検証・ 見直し	検討委員会による検証・順次 改善	→	

イ 学力検査に基づく選抜の改善

学力検査に基づく選抜について、今後も引き続き、入学した生徒の追跡調査等を通して、目的に沿った選抜が実施できているかどうかについて検証を行い、必要に応じて改善策を講じていきます。

項目	第一次実施計画 24年度～27年度	新実施計画 28年度～30年度	新実施計画(第二次)		
			31(2019) 年度	32(2020) 年度	33(2021) 年度
学力検査に基づく選抜の 改善	検討委員会による検証・ 順次改善	検証委員会による検証・ 見直し (制度改善 (選抜方法の共通化・ 簡素化))	検討委員会による検証・順次 改善	→	

ウ 入学者選抜への英語「話すこと」の評価の導入

都立高校入学者選抜への英語の「話すこと」の評価導入に向けて、フィージビリティ調査の結果等を踏まえ、平成 31（2019）年度にプレテスト、平成 32（2020）年度に都内公立中学校第 3 学年の全生徒を対象とした確認プレテスト等を実施し、平成 33（2021）年度に都内公立中学校第 3 学年の全生徒を対象にスピーキングテストを実施します。

あわせて、都立高校入学者選抜への活用方法や導入規模等についても、検討を進めていきます。

項目	第一次実施計画 24年度～27年度	新実施計画 28年度～30年度	新実施計画(第二次)		
			31(2019) 年度	32(2020) 年度	33(2021) 年度
入学者選抜への英語「話すこと」の評価の導入		〔導入に向けた検討〕	プレテストの実施	確認プレテストの実施	スピーキングテストの実施※

※入学者選抜への活用方法、導入規模等については今後検討

(2) 転学・編入学制度の改善

高校入学後の進路変更の希望に応えるとともに、中途退学の未然防止を図るため、転学・編入学制度の活用と推進を図ります。

ア 転学・編入学制度の一層の活用と推進

各都立高校における転学・編入学募集の実施状況を引き続き把握し、目的に沿った制度となっているかどうかの検証を行い、必要に応じて改善策を講じていきます。また、高校だけではなく、中学校等への制度の周知に一層努めていきます。

項目	第一次実施計画 24年度～27年度	新実施計画 28年度～30年度	新実施計画(第二次)		
			31(2019) 年度	32(2020) 年度	33(2021) 年度
転学・編入学制度の一層の活用と推進	検討委員会による検証・順次改善	制度の活用と推進 〔ガイドライン作成・実施〕	制度の活用と推進・実施状況の検証		

6 課題を抱える生徒の自立に向けた支援の充実

現状と課題

○ 都立高校の中途退学者数は、減少傾向にあるものの、依然として、年間約2千人の生徒が中途退学しており、特に定時制課程では、高い中途退学率となっています。また、毎年約3～4千人の生徒が不登校²¹の状態にあります。不登校や中途退学により学習の機会を失い、生徒が将来、社会的・職業的に自立することが困難になるケースも少なくありません。このため、学校における不登校・中途退学について、その適切な解決に向け、学級担任のみならず、学校内の教職員が各々の役割分担のもとに協力し、自立支援チーム²²や関係機関との連携を図りながら対応していく必要があります。

図 25 中途退学者数及び中途退学率の推移

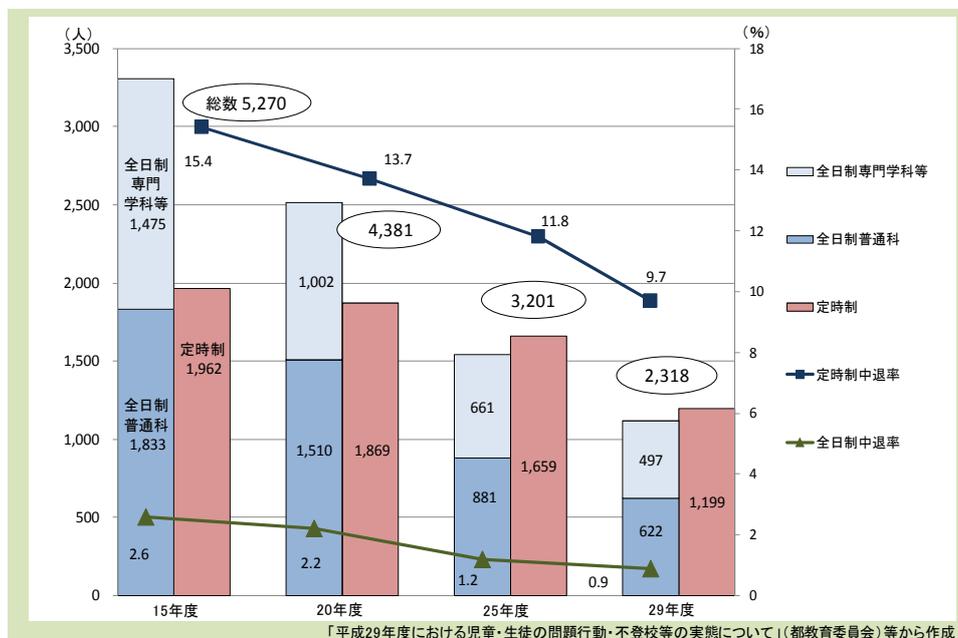
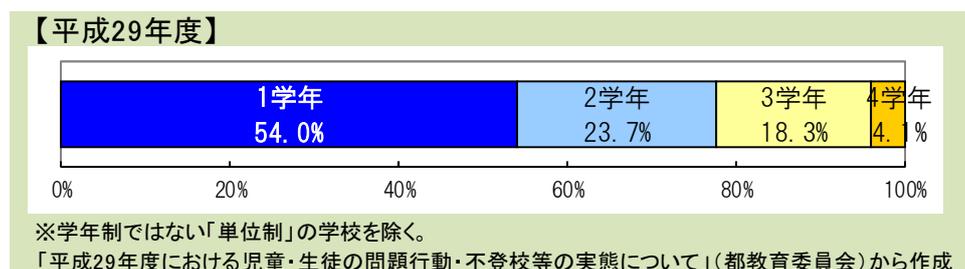


図 26 不登校の生徒数及び割合の推移



- 生徒が抱える問題は複雑・多様化しており、それが不登校やいじめ等の要因ともなり得ます。このため、生徒からの相談に十分に対応ができるよう、平成 25 年度から、全ての都立高校にスクールカウンセラーを配置し、平成 26 年度からは第 1 学年生徒を対象とした全員面接を実施しています。また、平成 28 年度からは、都立高校の全ての課程に配置し、年間勤務日数を増やすなどして、配置の拡充を図ってきました。日常から、生徒の不安や悩みに対して、スクールカウンセラー等を含む全ての教職員が、いつでも相談に応じる体制を整備することにより、生徒が教職員を信頼して相談できる関係を築いていくことが必要です。また、生徒の様々な問題行動等に対し、教職員の対応力の向上を図るため、精神科医による支援も重要です。
- 定時制課程では、人間関係を円滑に構築できずに入学後間もなく中途退学する生徒が多いことから、第 1 学年次において、「構成的グループエンカウンター」のプログラムを実施し、中途退学の未然防止を図ってきました。実施前に比べ、中途退学者数は減少したものの、未だ中途退学者に占める第 1 学年次の生徒の割合が高くなっています。そのため引き続きプログラムを実施していくとともに、その効果を検証していくことが必要です。

図 27 中途退学者の学年別割合(定時制課程)



- 自立支援チームを都立高校に派遣し、不登校・中途退学の未然防止や不登校生徒への支援、都立高校を中途退学した者への就労・再就学等の支援に取り組んできました。これらの取組を通じて、都立高校の中途退学者数は減少傾向にあります。しかしながら、現在でも中途退学する生徒は一定数存在するとともに、不登校の問題も残されています。このため、こうした課題を抱えている生徒等に対して、更なる支援の充実を図っていく必要があります。
- 都立高校生進路支援連絡協議会²³は、都立高校の教員と雇用・労働、福祉・医療等の関係機関の職員が一堂に会し、生徒の進路支援や不登校等課題を抱える生徒への支援を行う上で必要な連携の在り方について協議してきました。今後もより連携を密にして、生徒への支援を充実させていく必要があります。
- これまで、都立高校を中途退学して、高校への再就学や、高等学校卒業程度認定試験の受験を希望する者、都立高校への復帰を目指している長期欠席中の生徒に対して、ユースソーシャルワーカー²⁴が若者の支援を目的としたNPO等と連携し、学校への復帰や再就学、就

劣に向けた支援を行い、中途退学者等の再チャレンジに向けた環境づくりを進めてきました。
 しかし、不登校等により長期欠席となっている生徒や、高校生活を送ることに困難を抱えている生徒が未だ多く存在しており、学習面、生活面及び精神面から生徒たちを支える機会や場（学びのセーフティーネット）を整備する必要があります。

- 問題の深刻化を未然に防止する観点から、いじめをはじめ、様々な悩みを抱える生徒が相談できる多様な選択肢を用意することが重要です。近年のスマートフォンの普及等に伴い、若年層のコミュニケーション手段として、SNSの利用が増えてきていることから、従来の電話やメール相談に加えて、SNSを活用した相談体制を構築することが求められています。

取組の方向

（１）学校における指導体制の強化

学校における不登校や中途退学への対応について、学級担任のみならず、学校内の教職員が適切な役割分担のもと協力するとともに、関係機関と連携を図るなど、組織的な取組を推進していきます。

ア 不登校・中途退学対策の中心的役割を担う教員の指定

自立支援チームや関係機関との連絡調整を図り、校内の支援体制の整備に中心的な役割を担う教員を、継続して各都立高校で指定します。また、養護教諭が自立支援チームに適切に関与できるよう、引き続き、養護教諭を補助する臨時職員を配置します。

項目	第一次実施計画 24年度～27年度	新実施計画 28年度～30年度	新実施計画(第二次)		
			31(2019) 年度	32(2020) 年度	33(2021) 年度
不登校・中途退学対策の 中心的役割を担う教員の 指定	/	中心的役割を担う教員の 指定 〔臨時職員の配置〕	継続実施	→	→
			継続実施	→	→

²¹ 不登校とは、文部科学省の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」では、長期欠席した児童・生徒（年度間の欠席日数が連続又は断続して30日以上であった者）のうち、病気や経済的理由で登校できない者以外で「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にある者」としている。

²² 自立支援チームとは、中途退学の未然防止の取組、中途退学者や進路未決定卒業生への切れ目ない進路決定に向けた支援、不登校の生徒への対応を行うため、面談等を通じた生徒の状況把握や助言、教員等と連携したケース会議の実施、就職を目指す生徒への進路決定に向けた支援、児童相談所等の関係機関と連携した福祉の支援など、生徒一人一人の自立に向けた支援を行っている組織である。

²³ 都立高校生進路支援連絡協議会とは、都立高校、ハローワーク、都立職業能力開発センター、自治体、地域若者サポートステーション、若者就労支援団体等を構成員とする協議会のこと。地域の支援ネットワークによる包括的・多角的な都立高校生への支援の在り方を検討している。

²⁴ ユースソーシャルワーカーとは、都立学校における不登校・中途退学対策を目的とし、スクールソーシャルワーカーの役割に加え、専門的知識や技術に基づく就労支援の役割も担う人材として配置している一般職非常勤職員のこと。支援を要する生徒等に対し、教員が行う社会的・職業的自立に向けた教育活動を福祉及び雇用・就労の立場から支援する職である。

イ スクールカウンセラーを活用した学校教育相談体制の充実

引き続きスクールカウンセラーを全ての課程に配置し、高校1年生全員を対象に面接を実施するなど、学校におけるカウンセリング機能の充実を図ります。また、スクールカウンセラーやその配置校の校長を対象とした連絡会を開催し、連絡・協議や情報共有を図り、学校教育相談体制の一層の充実に向けた効果的な取組を推進していきます。

項目	第一次実施計画 24年度～27年度	新実施計画 28年度～30年度	新実施計画(第二次)		
			31(2019) 年度	32(2020) 年度	33(2021) 年度
スクールカウンセラーを活用した学校教育相談体制の充実	全校への配置 高校1年生対象全員の面接の実施	都立高校の全ての課程に配置 継続実施	継続実施	→	→

ウ 精神科医の活用による支援の強化

生徒の様々な問題行動等の早期発見・早期対応を図るため、個別事案の対応方法を学校全体で共有するなど、教職員の対応力の向上を図り、必要な場合には医療機関につなぐことができるよう、精神科医による支援を強化していきます。

項目	第一次実施計画 24年度～27年度	新実施計画 28年度～30年度	新実施計画(第二次)		
			31(2019) 年度	32(2020) 年度	33(2021) 年度
精神科医の活用による支援の強化	精神科医派遣事業の実施	精神科医による支援の強化	継続実施	→	→

(2) 学校における指導内容の充実

定時制課程は全日制課程に比べ、全ての生徒に占める不登校や中途退学者の割合が高くなっており、円滑に人間関係を築くことができないことがその要因の一つとして挙げられます。このため、高校入学後に人間関係を円滑に構築できるよう支援していきます。

ア 定時制課程における人間関係づくりの支援

定時制課程の生徒が、自分の気持ちや考えを適切に伝えたり、思いやりをもって相手の気持ちを受け止めたりすることができるよう、生徒同士や教員との関係等、人間関係を形成するスキルを一層高めることを支援します。そのために、第1学年次において「構成的グループエンカウンター」のプログラムを実施するとともに、NPO等と連携し、生徒同士の人間関係を円滑に構築する手法を教員に教授する連絡会等を継続して開催するなど、中途退学の未然防止を図ります。

項目	第一次実施計画 24年度～27年度	新実施計画 28年度～30年度	新実施計画(第二次)		
			31(2019) 年度	32(2020) 年度	33(2021) 年度
定時制課程における人間関係づくりの支援	「構成的グループエンカウンター」のプログラムの実施	継続実施	継続実施	→	→

(3) 自立支援チームによる支援の充実

生徒が将来社会的に自立できるよう、就労等の進路決定に向けた支援や福祉的な支援を行うため、自立支援チームを派遣するとともに、関係機関との連携を強化していきます。

ア 自立支援チームによる支援の充実

課題を抱える生徒が多く在籍している学校に対してユースソーシャルワーカーの派遣を継続するとともに、それ以外の都立高校に対しても、ユースソーシャルワーカーが訪問し、学校へのアプローチを強化するとともに、専門的な知見を生かして学校での対応が困難な案件を把握し、不登校・中途退学の未然防止や不登校生徒への支援を充実していきます。

項目	第一次実施計画 24年度～27年度	新実施計画 28年度～30年度	新実施計画(第二次)		
			31(2019) 年度	32(2020) 年度	33(2021) 年度
自立支援チームによる支援の充実	実態調査 中途退学等進路支援モデル事業実施	自立支援チームの派遣	継続実施	→	→

イ 関係機関との連携強化

都立高校生進路支援連絡協議会等を活用し、ハローワークや都立職業能力開発センター等の就労支援機関、福祉・医療機関等とのネットワークを強化していくとともに、生徒支援の課題意識を共有する場を提供するなど、都立高校が外部の専門機関と効果的な連携を進めることで、個々の生徒への支援を充実させる環境を整備していきます。

項目	第一次実施計画 24年度～27年度	新実施計画 28年度～30年度	新実施計画(第二次)		
			31(2019) 年度	32(2020) 年度	33(2021) 年度
関係機関との連携強化	都立高校生進路支援連絡協議会の設置	協議会の拡充	協議会の実施	→	→

(4) 社会的・職業的な自立を促す環境づくり

様々な悩みや課題を抱える生徒等に対して、拠り所となる居場所を提供し、社会的・職業的な自立を促す環境づくりを進めていきます。

ア 課題を抱える生徒等の拠り所となるNPO等と連携した居場所づくり(一部再掲)

NPO等の外部機関と連携して、不登校をはじめ様々な課題を抱える生徒等に対して、日常生活の中で拠り所となる居場所を提供するとともに、学習支援や就労に向けた支援、進路相談・生活相談、生徒同士の交流の機会の提供等を通じて、個々の生徒に応じたきめ細かい対応を行い、社会的・職業的な自立を促進していきます。

項目	第一次実施計画 24年度～27年度	新実施計画 28年度～30年度	新実施計画(第二次)		
			31(2019) 年度	32(2020) 年度	33(2021) 年度
課題を抱える生徒等の拠り所となるNPO等と連携した居場所づくり		中途退学者への再就学・就労支援の実施	課題を抱える生徒等への支援の実施	→	→
			通信制課程の生徒への支援の実施(再掲)	→	→
			中途退学者への再就学等の支援の実施	→	→

(5) 新たな教育相談体制の構築

様々な悩みを抱える生徒に対して、SNSの活用など多様な相談の選択肢を用意し、問題の深刻化を未然に防止するための新たな教育相談体制を構築していきます。

ア SNSを活用した教育相談体制の構築

平成30年度における試行実施の結果を踏まえ、様々な悩みを抱える生徒に対して多様な相談の窓口を用意するため、関係部局との連携のもと、SNSを活用した教育相談体制を整備していきます。

項目	第一次実施計画 24年度～27年度	新実施計画 28年度～30年度	新実施計画(第二次)		
			31(2019) 年度	32(2020) 年度	33(2021) 年度
SNSを活用した教育相談体制の構築	/	〔相談体制の構築及び 試行実施〕	本格実施	→	